

○国立大学法人筑波大学附属病院短時間勤務職員就業規則

〔平成19年12月20日〕  
〔法人規則第54号〕

改正 平成21年法人規則第24号

令和 2年法人規則第22号

国立大学法人筑波大学附属病院短時間勤務職員就業規則

(目的)

第1条 この就業規則は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）が設置する筑波大学の附属病院に勤務する短時間勤務職員の労働条件、服務その他就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この就業規則において「短時間勤務職員」とは、医師、看護師又は助産師の国家資格を有する女性で、小学校の3年課程までに就学する子を養育しながら本規則により採用された職員をいう。

(他の規則の準用)

第3条 この就業規則に定めのない事項については、国立大学法人筑波大学附属病院職員就業規則（平成17年法人規則第12号。以下「附属病院職員就業規則」という。）を準用する。

(短時間勤務職員の採用)

第4条 短時間勤務職員の採用は、選考により行う。

(任用期間)

第5条 短時間勤務職員の任用期間は、採用日から採用日の属する事業年度の末日までの期間内とする。

2 法人は任用した短時間勤務職員について、翌事業年度以降においても任用することができる。ただし、当初の採用日から起算して3年に達する日を超えて任用することはできない。

(短時間勤務職員の俸給表及び職)

第6条 短時間勤務職員に適用される俸給表及び職の種類は、国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則（平成17年法人規則第13号。以下「給与規則」という。）第11条第1項の規定を適用し次表のとおりとする。

俸給表の種類	職の種類
教育職員（一）俸給表	病院講師、病院助教
医療職員（二）俸給表	看護師、助産師

(所定勤務時間等)

第7条 短時間勤務職員の所定勤務時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 附属病院職員就業規則第50条に規定する休日（次号において「休日」という。）以外の日において1日について4時間とする。
- (2) 休日以外の日において1日について5時間とする。
- (3) 月曜日から金曜日までの3日間（休日を除く。）において1日について7時間45分とする。

2 前項に定めるもののほか、任命権者が必要と認める場合には、短時間勤務職員の勤務時間について、1週間について20時間以上30時間以内の時間で定めることができる。

(始業及び終業の時刻等)

第8条 短時間勤務職員の始業及び終業の時刻、勤務時間並びに休憩時間は、国立大学法人筑波大学附属病院職員の勤務時間及び休暇に関する規則（平成17年法人規則第14号。第10条において「勤務時間及び休暇規則」という。）第3条に規定する服務監督者（次条において「服務監督者」という。）が定める。

(休憩時間)

第9条 短時間勤務職員の休憩時間を定める場合において、1日の所定勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも45分とし、その時間は服務監督者が定める。

(年次休暇の日数)

第10条 短時間勤務職員の年次休暇の日数は、勤務時間及び休暇規則第11条に規定する日数に、当該短時間勤務職員としての勤務日数を5で除して得られた数を乗じて得られる日数（端数がある場合は、これを1日に繰り上げる。）とする。

2 前項に定めるもののほか、短時間勤務職員の年次休暇の取扱いについては、勤務時間及び休暇規則の定めるところによる。

(給与)

第11条 短時間勤務職員の給与に関する事項については、第6条、次条及び第13条に定めるもののほか、給与規則の定めるところによる。

(俸給月額の設定)

第12条 新たに採用する短時間勤務職員の俸給月額は、第6条の規定により、その者に適用される俸給表の職務の級により、学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する号俸に対応する額に、短時間勤務職員としてあらかじめ定められた勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得る方法により、任命権者が決定する。

2 昇給その他の事由により俸給月額を決定するに当たっては、昇給により得られる級・号俸の額を基に、前項に準じて得る方法により決定するものとする。

(時間外勤務手当)

第13条 時間外勤務手当の支給は、給与規則の定めるところによる。ただし、時間外勤務手当のうち、附属病院職員就業規則第47条に規定する勤務時間に相当する時間内における勤務については、給与規則第7条に規定する勤務1時間あたりの給与額を時間外勤務手当として支給する。

(試用期間の取扱い)

第14条 附属病院職員就業規則第7条の規定は、短時間勤務職員には準用しない。

(退職金の取扱い)

第15条 附属病院職員就業規則第79条及び第80条の規定は、短時間勤務職員には準用しない。

附 則

この就業規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平21.3.26法人規則24号)

この就業規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (令2.3.26法人規則22号)

この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。